

- 川崎市では、地球温暖化対策を推進するため、市内の中小規模事業者に対し、専門的な知識や資金面での支援を行うことで、温室効果ガス排出量の削減に繋がるよう、省エネ機器等への補助や工場・事業所の省エネルギー診断などの支援を行っています。
- エコ化支援補助金を申請される方で空調設備、燃焼設備の更新又は、業務用燃料電池を導入される場合は、省エネ診断の受診が必要となります。省エネ診断では、設備改善に必要な費用と費用回収期間の試算等を行なうなど、貴社に適した省エネ対策や効果的な取組を提案させていただきますので、是非、活用ください。
なお、再エネ設備、照明設備(LED等)の導入の際は、省エネ診断の受診は任意となります。また、金融機関から融資を受けたい場合は、融資制度等を紹介します。
- つきましては、申込みの際、次の項目に記入いただき、ホームページ、または持参・FAXにより申し込みください。

※エコ化支援補助金の申請にあたり、補助金の額が100万円を超える案件については、2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が必要になります。

【申込事業者】

事業者名			
事業を実施する事業所の所在地	区		
担当者	所属	役職	氏名
	TEL	FAX	
	電子メール		

1 活用を希望する制度は何ですか(複数可)

- エコ化支援補助金 ⇒ 設問2、3についても記入してください。
- 省エネルギー診断
- 融資制度

2 【エコ化支援補助金の活用を検討している場合】導入する設備は何ですか

- 再生可能エネルギー設備 設備の種類() 例) 太陽光発電設備 など
- 照明設備
- 空調設備・燃焼設備・業務用燃料電池 設備の種類()

※空調設備、燃焼設備の更新や業務用燃料電池を導入する場合、補助金の交付申請を行う前々年度から補助金の申請を行う年度末までに、設備を導入する事業所において、省エネルギー診断を受診していることが必須になります。

3 【エコ化支援補助金の活用を検討している場合】設備を導入する事業所において、省エネルギー診断を受診したことがありますか

- ある 平成・令和 年度
- ない ⇒ 省エネルギー診断の受診を希望する

○問合せ・申し込み先○

〒210-0005 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市環境局地球環境推進室
電話 044-200-3873 FAX 044-200-3921
申し込みフォーム



https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4597